

## 公的研究費に関わる全ての構成員の行動規範

〔2016(平成28)年 7月20日 学長決定〕

西南女学院大学及び西南女学院大学短期大学部（以下、「本学」という。）は、建学の精神である「感恩奉仕」に沿い、学術研究の信頼性と公正性を担保するため、公的研究費に関わる全ての構成員による協働の下で研究費の適正な執行に努め、もって本学における学術研究業務に対する社会の信頼に応えるために、行動規範を次のとおり定める。

- 1 構成員は、公的研究費の使用にあたっては、当該研究費の配分機関が定める各種規則及び本学が定める規程等に示されている使用ルール、その他関係する法令・通知等を遵守するとともに、常に説明責任を果たす者として行動する。
- 2 構成員は、公的研究費の原資が国民の税金等で賄われていることを自覚しなければならない。
- 3 公的研究費を用いて研究する教職員は、当該の研究費の計画的かつ効率的な使用に努めるとともに、これらが本学及び配分機関等による管理を要するものであることを理解しなければならない。
- 4 構成員は、研究の実施及び研究費の執行において知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。
- 5 学長は、公的研究費不正防止計画の立案、実施、評価を行うため、組織的な取組を行い、学内外に周知しなければならない。

### 附 則

この行動規範は、2016(平成28)年7月20日から施行する。